

**独立行政法人通則法 新旧対照表**  
**(会計監査関係抜粋)**

現 行	改 正	監査基準改訂箇所
新設	<p>(役員等の損害賠償責任)</p> <p><b>第二十五条の二</b> 独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p><b>2</b> 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。</p> <p><b>3</b> 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p><b>4</b> 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。</p>	<p>■第5章第4節 会計監査人の責任（資料5 P.38）  ⇒「法令上、会計監査人に特別の責任を課す定めはない。」とされている箇所を修正。</p>
新設	<p>(業務方法書)</p> <p><b>第二十八条</b></p> <p><b>2</b> 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務</p>	<p>■第2章第1節 内部統制（資料5 P.14）  ⇒業務方法書に記載する左記体制について、「独立行政法人</p>

現 行	改 正	監査基準改訂箇所
	<p><u>の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。</u></p>	<p>における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)を踏まえて検討されている。 監査基準についても、内部統制に関連する記述を「独立行政法人における内部統制と評価」に合わせて見直し。</p>
<p>(財務諸表等) <b>第三十八条</b> 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書 <u>を添え、</u>並びに財務諸表及び決算報告書に関する <u>監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、<u>監事及び会計監査人の意見</u>。以下同じ。)</u>を付けなければならない。</p>	<p>(財務諸表等) <b>第三十八条</b> 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに <u>主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する <u>監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、<u>監査報告及び会計監査報告</u>。以下同じ。)</u>を添付しなければならない。</u></p>	<p>■報告書全体 ⇒「会計監査人の意見を付す」とされている部分を「会計監査報告の添付」に置き換え (監査の目的など、「意見の表明」としておくことが望ましい部分を除く。)</p> <p>■第 6 章第 5 節 第 2 監査報告書の記載区分 (資料 5 P.55) 第 7 通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見 (資料 5 P.60) 第 8 事業報告書に対する報告 (資料 5 P.62) ⇒第 38 条第 2 項、第 39 条第 1 項、いずれも「会計監査報告」とされたため、「利益処分案及び決算報告書に対する意見」と「事業報告書に対する報告」を統合。</p>

現 行	改 正	監査基準改訂箇所
<p>(会計監査人の監査)</p> <p><b>第三十九条</b> 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。</p>	<p>(会計監査人の監査)</p> <p><b>第三十九条</b> 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、<u>会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。</u></p>	<p>■第6章第5節 第2監査報告書の記載区分 第7通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見 第8事業報告書に対する報告(資料5 P.62) ⇒第38条第2項、第39条第1項、いずれも「会計監査報告」とされたため、「利益処分案及び決算報告書に対する意見」と「事業報告書に対する報告」を統合。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>2</b> <u>会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u></p> <p>一 <u>会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</u></p> <p>二 <u>会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの</u></p>	<p>■第1章第7節 会計監査契約(資料5 P.13) ⇒「その地位(職務、権限、義務、責任)に関する法令上の具体的な定めはない。」とされている箇所を修正。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>3</b> <u>会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p>	<p>■第1章第7節 会計監査契約(資料5 P.13) ⇒「その地位(職務、権限、義務、責任)に関する法令上の具体的な定めはない。」とさ</p>

現 行	改 正	監査基準改訂箇所
		れている箇所を修正。 ■第3章第2節 連結財務諸表監査（資料5 P.20） ⇒「独立行政法人の長は特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。」とされている箇所を、通則法の規定に合わせて修正。
(新設)	<u>4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</u>	■第3章第2節 連結財務諸表監査（資料5 P.20） ⇒「特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人監査意見表明のための合理的基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。」とされている箇所を「通則法第39条第4項の規定に基づく場合を除き、…」と修正。
(新設)	<u>5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。</u> 一 <u>第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者</u> 二 <u>第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員</u> 三 <u>第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業</u>	■第4章第1節 非監査独立行政法人に対する独立性について（資料5 P.23） ⇒補助者の欠格事由について新設されたため、規定に合わせて修正。

現 行	改 正	監査基準改訂箇所
	<p><u>務以外の業務により継続的な報酬を受けている者</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監事に対する報告)</u>  <b>第三十九条の二</b> 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。  <b>2</b> 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求め<u>ることができる。</u></p>	<p>■第1章第3節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方（資料5 P.5）  ⇒会計監査人が発見した違法行為等の報告について記述されているため、第39条の2を踏まえて記述を修正。  ■第1章第7節 会計監査契約（資料5 P.13）  ⇒「その地位（職務、権限、義務、責任）に関する法令上の具体的な定めはない。」とされている箇所を修正。  ■第5章第3節 会計監査人の義務（資料5 P.36）  ⇒会計監査人が発見した違法行為等の報告について記述されているため、第39条の2を踏まえて記述を修正。</p>
<p>(会計監査人の選任)  <b>第四十条</b> 会計監査人は、主務大臣が選任する。</p>	<p>改正なし</p>	<p>通則法の改正ないため修正不要。</p>
<p>(会計監査人の資格)  <b>第四十一条</b> 会計監査人は、公認会計士（<u>公認会計士法</u>（昭和二十三年法律第百三号）<u>第十六条の二第五項</u>に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。</p>	<p>(会計監査人の資格等)  <b>第四十一条</b> 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない</p>	<p>通則法の改正ない（外国公認会計士を含むことについて第39条第5項で規定している）ため修正不要。</p>
<p><b>2</b> <u>公認会計士法</u>の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることが</p>	<p><b>2</b> 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独</p>	<p>業務執行社員の通知義務は独法監査基準において特に触れられていないため修正不要。</p>

現 行	改 正	監査基準改訂箇所
できない。	<u>立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。</u>	
(新設)	<u>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</u> <u>一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者</u> <u>二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</u> <u>三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</u>	<b>■第4章第1節 非監査独立行政法人に対する独立性について(資料5 P.23)</b> ⇒会計監査人資格について、第2号、第3号の規定が追加されたため、規定に合わせて修正。
(会計監査人の任期) <b>第四十二条</b> 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の <u>財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時</u> までとする。	(会計監査人の任期) <b>第四十二条</b> 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度 <u>についての財務諸表承認日</u> までとする	形式的な条文改正のため修正不要。
(会計監査人の解任) <b>第四十三条</b> 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。	改正なし	通則法の改正ないため修正不要。

注 下線部は変更点を表す。